

重 要 事 項 説 明 書

指定居宅介護支援の提供に当たり、指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第4条に基づき、次のとおり説明します。

1 事業の目的

松濤荘居宅介護支援事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保し、利用者に対し適正な指定居宅介護支援を提供し、福祉の増進等を図ることを目的としています。

2 運営の方針

- (1) 事業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 事業の運営に当たっては、介護保険法、関係法令等及びこの規定の定めるところにより運営を行い、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行うとともに、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3 運営法人、事業所の名称及び所在地等

運営法人	名 称	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団		
	代表者	理事長 加 藤 亮		
	所在地	山形市宮町一丁目3番36号 電話 023(623)9127 F A X 023(623)9123		
事業所	名 称	松濤荘居宅介護支援事業所		
	代表者	所 長 後藤 幸絵		
	指 定 番 号	0673200200	指定都道府県名	山形県
	所在地	山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野南山7番地1 電話（76）2145 F A X（76）2147		

4 職員の職種、員数及び職務内容

区 分	常勤 (専従)	常勤 (兼務)	職 務 内 容	計
所長		1	事業所を代表し、職員の管理及び業務の一元的管理	1
管理者(兼) 介護支援専門員	1		居宅サービス計画の作成及びその進行管理並びに居宅サービス事業者等との連絡調整等	1
事務職員		2	事業所の必要な事務	2

5 担当介護支援専門員

氏名	介護支援専門員登録番号	修了証書 交付元
阿部 雄大	06150016	山形県知事
後藤 幸絵	06020195	山形県知事

6 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで
営業時間	8:30 ~ 17:15
休 業 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29~1/3)
緊急連絡先	0234(76)2103

7 サービス提供地域

遊佐町、酒田市

8 居宅介護支援の提供方法及び内容

指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、契約書及びこの重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、次の業務を行います。

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所選定については、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

- (1) 利用者からの依頼による居宅サービス計画の作成
利用者からの現状の聞き取り（アセスメント）に基づき、利用者の意向を尊重して計画書の原案を作成し、同意を得る
- (2) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者とのサービス担当者会議の開催
- (3) 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう利用者及びその家族と事業者等との連絡調整
- (4) 利用者の介護保険施設入所のための介護保険施設の紹介その他便宜供与

9 居宅介護支援費

- (1) 居宅介護支援にかかる利用料金について、要介護の認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。
ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、居宅介護支援費として1か月ごとに次の金額を負担して頂きます。

要介護 1・2	10,860円
要介護 3・4・5	14,110円
初回加算	3,000円
入院時情報連携加算 I	2,500円
入院時情報連携加算 II	2,000円
退院・退所加算	6,000円
通院時情報連携加算	500円

10 サービス内容に関する相談・苦情窓口

- (1) 当事業所の居宅介護支援・居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、担当介護支援専門員にご相談下さい。
なお、担当介護支援専門員についての相談は管理者が応じます。

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

苦情解決責任者	所長 後藤幸絵
苦情受付担当者	介護支援専門員 阿部雄大
苦情受付電話番号	0234-76-2145
苦情受付FAX番号	0234-76-2147

(2) 苦情解決第三者委員

藤井 正寿 氏	弁護士
伊藤 厚志 氏	人権擁護委員
赤塚 節子 氏	地域住民代表
本宮 郁子 氏	地域住民代表

(3) 公的 苦情窓口

- 遊佐町役場 健康福祉課福祉係
飽海郡遊佐町遊佐舞鶴202番地 電話 0234-72-3311
- 山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
(月～金 9時～16時)
寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話 0237-87-8006
- 山形県福祉サービス運営適正化委員会
(月～金 9時～16時)
山形市小白川町二丁目3番31号 電話 023-626-1755

1.1 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者である市町村、利用者の家族、代理人等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

1.2 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 所長及び職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしません。退職後においてもこれらの秘密を保守します。
- (2) 居宅介護支援の提供等において、個人情報を用いる場合は利用者及び家族、又は代理人等の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

1.3 当事業所の所在地で実施している事業

事業の種類	指定番号	指定年月日
指定介護老人福祉施設	0673200226	平成12年4月1日
指定短期入所生活介護事業所(空所・エット)	0673200218	平成12年4月1日
指定短期入所生活介護事業所(併設・空所)	0673200556	平成26年4月1日
地域密着型介護老人福祉施設	0693200024	平成26年4月1日

1.4 福祉サービス第三者評価実施状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	令和 年 月 日
		評価機関	
		結果の開示	必要時開示
	② なし ※施設独自に第三者評価を実施しています。		

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面にに基づき、重要な事項を説明しました。		
事業者	所在地	山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野南山7番地1
	名称	松濤荘居宅介護支援事業所
	説明者	印

私は、契約書及び本書面より、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けたことを確認し、その内容について同意します。		
利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印 (利用者との関係)